

のつとり、工場の合理的な立地を促進する必要があります。このため、通商産業省におきましては、すでに昭和三十一年度以来工場立地の調査等に関する法律に基づき、全国百六十六の地区に工場適地調査を実施し、関係資料を整備して、企業者に対し、工場立地に関する資料の提供、助言を行なつてきました。

しかし、最近における工場の新增設

の動向をみると、特定の地域に対する過度集中等、工業の円滑な発展という観点からみて好ましくない事態も見受けられる状況でありますので、これが改善のためこの法律案を提案した次第であります。

今回の主要な改正点について御説明申し上げますと、第一に、現行法では

工場適地調査を行なった地区内においても、立地の動向を正確には知ることができず、工場の適地誘導に支障をきたすものもありましたので、今回これを改め、一定地域、一定規模以上のものに限り、工場の設置の場合は届出を求めるにいたしました。

第二に、工場の過度集中等好ましくない立地が行なわれる場合であって、工場の合理的な立地に著しく背反するものにつきましては、工場立地調査審議会の意見を聞いて、設置の場所について必要な勧告をすることができる」とし、適正な立地について企業の協力を求めることとしております。

その他の改正点といたしましては、通商産業大臣が、従来の工場適地調査に加えて工場立地の動向の調査を行なうこととするほか、通商産業大臣及び事業所管大臣が、工場立地に関し事業者の判断の基準となるべき事項を公表

することとし、工場立地適正化の一助とすることとしてしております。

以上がこの法律案の内容及びその提案理由であります。何とぞ慎重御審議をお願い申し上げます。

次に、機械工業振興臨時措置法の一案を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

機械工業は、国民経済の高度成長をになう産業として、今後飛躍的な発展が期待されている産業であります。先般政府において策定いたしました所得倍増計画におきましても、今後十年間に機械工業の生産及び輸出の規模を四倍余にすることが必要であるとされ

ております。しかしながら、現状においておきましては、その国際競争力はなかなか弱体でありまして、今後進展を予想されます貿易の自由化に備えて、急速に機械工業の合理化及び近代化を促進する必要性が痛感されております。

御承知の通り、現行の機械工業振興臨時措置法は、経済自立五ヵ年計画達成のための施策の一環として、機械工業の設備の合理化等を促進する目的をもって、昭和三十一年六月に施行され、自家機械工業の体质改善をはかる上に、顕著な効果を上げて参りました。しかしながら、この法律は、五年間の限界として制定されましたたとえ、今年六月をもって廃止されることになりますので、ただいま申し上げま

した最近の内外の情勢にかんがみ、こ

れ健全な発展に寄与いたしたいと考えるにござります。

これが本法案を提案するに至った理由でございます。

次に、本改正案の内容について、そ

れ改訂の第一点は、本法の対象となる特定機械工業の範囲を拡大し、從来機械器具またはその部品の製造業に限られておりましたものを、熱処理業のごと

き加工業をも対象とすることができるようにしてござります。

改正の第二点は、現行法の諸規定を

整備拡充いたしまして、機械工業の合理化のため行ない得る共同行為の範囲を拡大するとともに、機械工業合理化の前提として規格の統一を促進するため、所要の制限措置を講ずることができます。

改正の第三点は、機械工業の合理化及び近代化を促進するため、税制面に

おいて特段の優遇措置を講ずることとし、合理化に資する合併あるいは事業の共同化に伴う法人税の軽減、合理的な集中生産体制の確立に必要な工場移転の際の土地の譲渡益の非課税等の措置を講ずることとしております。

以上本改正案の要点を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議をお願いいたします。

現行法は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者と下請事業者の取引を公正ならしめて、下請事業者の利益を保護することを目的としております。しかし親業者に対して、下請事業者が、どうしても弱い立場に立つという事実は、中小企業の過当競争によって引き起こされるやむを得ない現象なのであります。従って現行法の執行にあたりましては、法の運営につき、よろしきを得ることが必要であるとともに、法の不備な点は、一日も早く是正もしくは補足しなければならないのであります。

本法について改正を提案する点は左

の通りであります。

第一に、現行法は第三条において契約内容を書面として交付すべき旨を明記しておりますが、下請事業者の給付の内容と記載しているのを、給付提

る発注の確保に関する法律案、以上三案を順次一括議題として、発議者より提案理由の説明を聽取いたします。

○向井長年君 提案者を代表しまし

て、小規模事業者に対する金融特別措

置法案の提案理由を説明いたします。

十三条の三の「政府は、事業協同小組

合の組合員に対し、税制上、金融上特

別の措置を講じなければならない」と

いう規定のうち、金融上の特別措置に

特別措置として二点を含む特別立法を

提案するものであります。何とぞ、慎

重審議の上、御賛成あらんことを希望

いたします。

以上、小規模事業に対する金融上の

特別措置として二点を含む特別立法を

提案するものであります。何とぞ、慎

重の大きさから見て、当然過ぎる措置

なのであります。

次に、下請代金支払遅延防止法の一

部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

現行法は、下請代金の支払遅延等を

防止することによって、親事業者と下請

事業者の取引を公正ならしめて、下

請事業者の利益を保護することを目的

としております。しかし親業者に対して、

下請事業者が、どうしても弱い立

場に立つという事実は、中小企業の過

当競争によつて引き起こされるやむを

防する事実によって、親事業者と下請

事業者の取引を公正ならしめて、下

請事業者の利益を保護することを目的

としております。しかし親業者に対して、

下請事業者が、どうしても弱い立

場に立つという事実は、中小企業の過

めることをきめたものを除き、公共料金の値上げは当分の間方針をとる——こういう文句があるようですが、それに間違いはない、まぜんか。

○吉田法晴君 問違いないとすると、
閣議で値上げを認めるべきなもの
のを除きと――九州電力の料金改定に
ついては、通産省から出ましたあれは
八日の日付になつておるのであります
が、そうすると、九州電力の値上げ問
題は閣議了解の文句からいうと矛盾を
するのではないかと考えられますが、
その点はどうですか。

○國務大臣（椎名悅三郎君）

では、九州電力の電力料金値上げの問題を閣議に報告いたしまして、そろし

そのあとで経済企画庁長官から、今後
てその了解を求めたのであります。

においては一切当分の間——当分の間

これを最後として一切公共料金の値上げを認めないことにして、というの

で、あの三項目にわたる提案がござい

まして、これもまた閣議において了解を与えたと、こういふうになつて

おつたと思います。ですから、あなた

のおっしゃるよう、閣議で勝手に、

ができる、こうじつたようなことでは

なしに、九州電力とは離れて、これを

مکالمہ نوری

○吉田法晴君 昨年から申請をされて
おられたかうど、もう理由で同じ日の審議

で、公共料金の値上げは当分の間一切

行なわないというその全面ストップを

同じ認識でやりながら、その前に技術

的にといいますか、九州電力の料金問題はこれは例外なんだということですか。そうしますと、時間的には多少違いますけれども、しかし公共料金について値上げストップをした同じ日の閣議で、あるいは同じ閣議で、九州電の料金値上げだけは認められた、こういふのは公共料金値上げストップの申し合わせ、あるいは閣議了解のやり方がきわめてざるいやり方、先ほど、昨年の申し合わせもその後実際には行われてこなかつたじゃないか、今後もそういうことであるならば、この公共料金値上げストップの措置も実際にはざるになるのじやないか、こういうよくなお尋ねをしたんですが、同じ日におそらく一時間も違ってはいなかつただろうと思うのですが、そういうことがはたして政府のやり方として妥当だと思われるのか、重ねて御答弁して下さい。

的にといいますか、大へんずるいやりり方だと思うのですが、それはそれでは経緯として聞いておくことにして、今後当分の間一切公共料金の値上げは行なわない方針だ、こういう点は通産大臣も認められた、了承された。そうすると、委員会等で質疑もあったようですが、東電の問題はどうなるのですか。これは今言われたように、通産大臣も含めて、当分の間一切行なわないということを了承されたというなんならば、衆議院の予算委員会ですか、商工委員会ですか、委員会等で答弁された申請が出来れば検討しなければならぬ、こういう点が今の答弁と違うように思つてますが、矛盾するよう思つんでいますが、その点はどうなんですか。

○吉田法晴君 これは、委員会じゃなくて、七日の夕刻の記者会見での通産大臣の発言であります、「値上げを認めないと、いう行政方針はもぢろん尊重する。しかし現行の公益事業令は電の申請があれば受理する」、こういふ方針を明らかにしたと報じられておられます。閣議の了解といいますか、これは審査のうえ適格のものは認可しなければならないと規定しているので、東電の申請があれば受理する。それは了承する、あるいは尊重しなければならぬ、現行法規の建前は申請があれば受け付けなければならぬ、これはわかる。しかし、受け付けて検討をするあるいは審査をするといふことは、そこまでは私は否定しませんけれども、閣議了解について通産大臣が了承をした、あるいは尊重をする従わなければならぬというならば、認可をしなければならないという行政行為がなされるならば、これは先ほどの申し合わせ、あるいは通産大臣が認められないは経済企画庁長官も認められております閣議了解とは矛盾するということになります。法の建前だけを説明されたのですか、それとも、通産省のこにとらえ、そしてこれに対する法の建前を説明したと、こういうことでござります。

法の建前だけでなしに、現実問題について態度をきめるときには、政府了解としては、経済企画庁長官も言われあなたも言われるが、当分の間一切公共料金値上げを行なわない。こういう方針。審査をしてそれで態度をきめる、値上げの態度をきめるというならば、当分の間一切行なわないということとこれは矛盾しますが、どうですか。

○國務大臣（椎名悦三郎君） 一切が仮定に基づいておるので、東電なら東電が一体いつ申請書を出してくるか。また、それを受理しただけで法の建前は投げておくわけにいきません。ですから、当然審査をしなければならない。審査をして、厳密な審査をやつてると、いろいろな疑問が出てくる。そういうふたよなことがいろいろあるだらうと思います。それで、とにかく現行法令と、いうものに抵触せざる限りにおいて閣議の了解の趣旨を尊重するということは、別にそのままから衝突する問題じゃないと私は考えております。

○吉田法晴君 それじゃ、そのことについて、最後的に伺いますが、「通産省は」これは事務当局の談話だらうと思うんですが、「東電の料金引き上げは約一五%程度のものだらう。これは東電の経営者の考え方一つにかかる」と書いてあります。それは通産省の事務当局の談話で、問題は政府の態度です。法令に従つて申請があれば受け付けなきゃならん、審査をしなきゃならん、しかし、当分の間公共料金の値上げは一切行なわないという点は、審査をしていても結論においては、その閣議了解の当分の間は——当分の

問がどの程度か説明を聞いていませんけれども、ここで聞くところではことしいっぱいというか、新聞の言うところでは一年ぐらいだろうという報道もありますけれども、当分の間については、その了解の期間の間は東電の問題についても結論は出さんというんですか、あるいは、料金の値上げは東電の場合といえども例外ではなく、公共料金の値上げを実現をしない、阻止する、こういうことなんですか。

されるでしょう。しかし、結論を
値上げになるよう認め可をするか
かといふそこで閣議了解がある。
ならば政治的な問題としてとにかく
判断をしなければならん。あるいは
企画庁にも相談があるということ
が、そのときの態度は、閣議了解
分の間一切公共料金は値上げしな
い方針が生かされるのか、そ
も、いやそれはそのときの話で、
了解は法律を拘束するものでな
ら、そのときはそのときの話で、
には値上げになるからん、こう
ことなんですか。その閣議了解を
れたという責任者としての明快な
をどっかはつきりして下さい。

ではないかということを言うかもしれません。従つて非常に吉田さんの御質問が、仮定のこととを言って……筋のこととを言つておられる、で、筋のことだけを私が御答弁をすれば、法律の問題は法律の問題、方針の問題は方針の問題として、そのときになつて处置をする、こういうことだと思います。筋は筋、具体的な問題は具体的な問題として考える。吉田さんがもし筋だけをお聞きになるならば、法律の問題は法律の問題として先行をいたします。法律の方が閣議了解よりも優先をしますと、こういう御答弁をするよりほかにありません。

○向井長年君 あの、ただいまの九州電力の値上げの問題ですが、通産大臣の談話で東京と九州は認めざるを得ないというようなことを先般言われたと思うのですよ。その後閣議で、今企画庁長官からもお話をございましたが、この九州電力の値上げをしなければならないというのは、どういうところに原因があるのですか。この点、一つ通産大臣から明確に御答弁を願いたい。これはおそらく開発も含めていわゆる資本費の増大ということになると思うのですが、事実上、だから、その問題について政府は抑制をしているが、一応上げようということに踏み切ったと思うのです。これはいい悪いは別として、そういう一つの事例を持ちながら、もしておりますが、これが出てきた場合には絶対に値上げしないのだ。そうすると、なぜ九州電力を、これを認めたかといふ矛盾が起ころうとするのです。こういう点についてどうお考えになります

すか。今申請が出ていないから値上げもしない、当分の間やらないのだ、こう言われるかもしれませんけれども、先ほど言われるよう法律上受理をしなければならない、今まで統一しておった水火力調整金の問題に分析して言えば、ちょうど三十一年まで続いた場合に、政府はどういうお考えなった場合に、政府はどういうお考えを持っておるのか。その点から考えるに、いわゆる資本費の増大から値上げをしなければならないという事態に明確にしてもらいたい。あるいはそれに対して値上げを抑制しようといふ理由はどこにあるのか、これを明確にしてもらいたい。あるいはそれらば、なぜ抑制する立場において、それに対する、いわゆる開発銀行等の資金利の引き下げとか、その他の問題を全然加味せずして、そしてそういう考え方を持つておられるのか、どうもわれわれ判断に苦しまざるを得ないが、この点明確に一つ答弁をしていただきたい。

いておると仮定すれば、年額三十億に近い、たしか収入になる。そうすると、今度の値上げが一〇・五%でござりますが、半分ぐらいはもうそれで助かるということになる。もう一つは、次々に実行して参った建設費に対する資本費の増高でございます。この二つが九州電力をもし放つておけば、数年にしてほんとうに窮地に追いやられる形になるのでありますから、そのときになつて騒いたのでは、とてもダメです。そういうことで今回の料金値上げが行なわれたのであります。それでありますから、これと同じような状況が数年の後につくるであろうと予想されるものについては、同じようにこれはやってやらなければならぬ。やらなければならぬのでありますけれども、しかし事柄は電力だけでは世の中は割り切れませんから、いわゆる値上げムードですから、値上げ心配ムードであります。が、ともかくもこういったような空気がだんだん醸成され、便乗主義者が次から次と出てくるというふうなことでは、これはやっぱり電力問題は解決するけれども、大きなそこにマイナスの要因がつけ加ってくるのでありますから、当分の間一つがまんしろ、こういうことなら、これはどうもがまんせざるを得ないのでないかといふうに考えて、私は了解を与えたのであります。

行の貸し付けを電気を含めて与えた。いろいろの補償があると思うのですよ。そういう問題については何ら手をつけずして、聞きますと、三百五億の開発銀これについては利子の引き上げを考えているのだ。こういうことをわれわれは耳にするのですが、逆に値上げを抑えるためには、そういう施策というものがなれば考えないか、こういう点を私は質問しておるわけです。まず第二に。値上げ賛成者じゃないのです。値上げをやさぬために、私は政府として公共補償の問題もありますし、あるいは最近におきましては、特に送電線等の線下補償というか、こういう問題も相当大きく出てきておりますが、こいつはいう問題について政府はほとんど考えずして、値上げ抑制、値上げ抑制といふことは、私は話が違うと思うのですが、この点を明確に答えていただきたい。

○向井長年君 企画庁長官にお尋ねしたいのですが、行政方針という問題題であります。現在は当分はやらない、こう言つておりますが、九州電力と同じような性格が、また上げなければならぬという理由がいわゆる公共事業で出てきた場合には、やっぱり上げるのであります。

○國務大臣(迫水久常君) そういうものを一さい含めて当分の間行なわないというの。：

○向井長年君 当分の間は、今出でおりませんからいいんですが、しかしながら、州電力と同じような理由のもとに東京電力の値上げ申請が出た場合においては、通産大臣は受理しなければならない。受理した場合に、しかばどう違うか、こういう問題について行政方針が現われてくると思うのです。従つて、仮定の問題になりますけれども、そういうような理由のもとに申請がなされた場合においては、今当分行なわないという形で押し切るのか、あるいは場合によれば、これに対しても行政方針として内容を分析して考えるのか、どうなんですか。

○國務大臣(迫水久常君) 非常にそこ

当ふえてきて、多少はそういうものが上がつても、生活の向上には関係ない。今いわゆる所得倍増より物価倍増が先にくるというムードがおさまってきたとき、みんなの理解のもとに上がつて、どういう状況が、私は必ずそういう期がくると思いますけれども、まことに困つてしまふでしょうけれども、そういう時期までは見送つておこう、こういうつもりでございます。

○吉田法晴君 当分の間といふのは、どういうことですか。

○國務大臣(迫水久常君) 大平官房長官は、新聞記者の質問に対しても、フォー・ザ・タイム・ビーリングと、こういうことを答えたそうです。要するに、当分の間で、私は暦で一年とか半年とか、暦できめるということでなしに、やっぱり何といいますか、経済が成長するということを国民がみんな感じ、めいめいの所得がふえてきた。従つて理由のある料金というものの値上げについて、これは容認しなければならぬという、そういう雰囲気は必ず出てくると思うのです。また、そういうことをPRしていくなければならない。何が何でも上がるらしいといふ状況は、これは自由主義経済のものでは不合理なんです。ところが不幸にして現在そういう状態であるから、当分の間やらないと、こういうわけであります。

○吉田法晴君 経済企画庁長官がムードと言われたが、そうすると、とにかく今までの答弁を聞いておりますと、閣議了解事項もムードですか。当分の間一切行なわないといふけれども、一つ検討して、理由のあるものは

これは許可せざるを得ないだらう。九州電力について水火力調整金がなくなった。あるいは建設資金が要る。資本調達のために値上げしなければならないといふことがわからず、実質的に物価抑制あるいは公共料金ストップの方針があるけれども、やらなければならぬ。東電から出てきた場合には、それに對して法律に基づいて受理しなければならぬ審査しなければならない。あるいは許可せざるを得ないようになるとになるかもしれない。あるいはその検討の仕方には行政方針も入るかもしないけれども、そのところはムードだけで、はっきりした方針がないようです。

○吉田法晴君 論議をしようとは思わぬわけですが、今の手間の問題云々、これは本会議で説明をされました。ところが、公共料金の点は、今も九電の問題について言われたけれども、手間の問題じゃない、資金の問題じゃない。むしろそれは出している場合に逆な押え方をしているようですが、公共料金について言われているのは、手間じゃなくて、あるいは資本費とかあるいは建設費とか、主として資金の面、それについてやはり九電のように検討をして認めざるを得ない云々といふことになるが、公共料金の値上げを一切当分行なわぬという方針は、これは今までの答弁のごとくであれば、くずれ去って、物価をできるだけ押えたうことを申し上げておるわけですが、あるいは公共料金の値上げをストップしたい、こういふものもムードになってしまふのではないか、こういうことを申し上げておるわけですが、ここのこととは議論ですから、議論は時間がかかりますから省略しますが、もう一つお尋ねをしたいのは、これは事務的な実際の経過ですが、今度の決定が政治料金だといわれているわけですね。決定のときにも、決定というか、了解のときにも、「自民党の総務会の了承を得ることを条件にして云々」ということがある。それから日にちについても、七日の閣議了解の前に行なわれた。あるいは通産省の決定といいますか、発表は三月の八日、それから八日付で認可をし、実施については、新聞

が、二十一日ということになると、これはあとで書き込んで発表された。そうすると、反対運動なりあるいは政治的な動きもあって、できるだけ早く練り上げて実施しよう、こういう考慮があつたかと思うのですが、政略料金だといわれる非難に対してもう少しよりに説明をされますか。その経緯と、それから一〇・五%になった。一〇・八%という予定と、一〇・五%になつた、変わつた実質的な理由とを一つ御答弁願いたいと思う。

○國務大臣（椎名悦三郎君） 御承知の通り、九州電力から申請がありました。数字は一七・五五%でございました。これを各方面から厳密な査定を加えたのであります。まず需用予想が少ない、低過ぎるのではないか。それから修繕費あるいは人件費、燃料費、そういうような問題についてもう少し節約できるじゃないかというような点を審査いたしまして、そうしてたしか一二・六%という数字を得たのでござります。これにさらに税法の改正がございまして、従来の配当課税三八%でしたか、それが一〇%ほど少なくなったというその要素を加え、まあ、ぎりぎりのところ一二・一%という数字をその次の段階においては得たのであります。しかし、どこをどうということなしに、なお企業努力の余地が絶対にならぬか、あるかという問題をさらに検討いたしまして、一〇・八%という最終案を得たわけであります。これで与党の方の政務調査会、総務会の方に提案したわけであります。ところがその後に起つてきた現象としては、電力社債が非常に売れる、そうして金利がこ

Digitized by srujanika@gmail.com

はささらに仰せられたります。それで、おおむね二〇%程度の引き下げになります。これが、本來のところでは、多少食いこなしてあります。この間、機関を通じての議論で、その結果、総務会で決議されました。

せんでしたがあくまで閣議決定と云ふが六日、七
月三日、通商産業省の総務課長の説明に、
「この問題は、閣議了解のときには、閣議の解
決のときに、閣議了解をもつて了りたる事項で
ござります。」とあります。それから電灯関
係の局柄が時局柄といふから、この問題は、もう少
く、これはもう少く、これはもう少く、これはもう少く、
は、さらに少なからずから電灯関係の問題でござ
ります。

終的には、解をとります。うことをいたしませんか、ない、閣の総務会の閣議了の解の線で。こういうことでの後の訂うことでも、どうしようか、こういふからいと、これかしこのう点、そしていもあるいは意見を聞もしかるの点は法くて、國は前にが前にりますが前にあります。私の了承を何といふ問題のようですが、欠くので、切の経過ういうやり方、ま

通産省
これが
ない問
方の問
うこと
通産省
うれはも
れはも
ない問
おい
をした
わけで

○吉田法晴君 あやまちであるかどうかはわかりませんけれども、昨年の七月十四日申請を受け付けてから半年以上今まで検討をしたが、その長い間かかる検討をした中には、先ほど言わされたような一〇・八%から一〇・五%に変わった、〇・三%の抑制の原

因になつた税の問題、あるいは需用費、修繕費等の問題、企業努力等、そういう問題については気がつかなかつた。こういうことになりますが、その点は間違いないですか。

○政府委員(大堀弘君) 先ほど大臣からお話をございましたように、私ども事務当局といたしましては、値上げの影響がござりますから、できるだけ厳格

に査定を行なつて、申請は一七・五五%でございますが、できるだけわれわれの計算し得る限り抑制して、きたいといたします。先ほどお話を税の問題な

どにつきましては、現在法律が国会で御審議中のわけございまして、これ

がどちらにきまりますか、わからぬわけございますが、これが御審議が決定いたしましたれば、四月から下がる。これは本米企業の内部蓄積をふやすという意味においての税法改正でございましょうが、それをも上げて、やはり率を下げるために、最終段階におきましては、多少逆に言いますと、機械の耐用年数が短縮されるということによって、そういうものはふをなければなりませんから、それだけ逆にふやさなければならぬ面もあるわけございますが、できるだけ圧縮をするという意味において最後の段

階でこれを削つたのでござります。

○吉田法晴君 従来の検討の内容が

さんであつたということは、結果から

いつてこれはまあ非難を免れないと思

うのです。今の税法の問題について

も、不確定要素を入れて、それで大丈

夫かとこらへることになるのですが、

す。

○政府委員(大堀弘君) 一般金利につ

きましては、社債、市中借り入れ、あ

るいは生命保険から借りておりますも

の、興長銀から借りておりますもの、

それ高いもの低いものがございま

すが、開発銀行の資金は六分五厘、電

源開発会社に対しましては預金部資金

の計算をいたしておりますわけございま

す。

○吉田法晴君 金利の問題は。

○政府委員(大堀弘君) 金利につ

きましては、社債云々とい

うところで十分であります。この

点をお尋ねしておきたいと思います。

○政府委員(大堀弘君) 金利につ

きましては、社債云々とい

うのです。今の税法の問題について

最大限度に抑えてもらいたい、こう

いう要望があつたのですが、こう

いうのではありませんが、それ以上のこ

とをいたしておりますが、それ以上のこ

とをいたおりますが、それ以上のこ

今回の値上げ率を決定した、こういう
ような状況であります。資金の点につ
きましては局長から申し上げます。

○政府委員(大堀弘君) ちよつと、先ほど御質問の点がわかりませんでしたのですが……。

○政府委員(大堀弘君) これは資本費の中で借入金及び増資によって調達する資金と両方ございますが、三十五年、昨年九月末現在で九州電力の借入金の残高は千百四十六億円でございます。資本金が二百四十三億円、合計で一千三百八十九億円でございます。現在原価計算の対象になっております計算期間、三十五年の下期から三十七年の上期までの間に、この借入金の増加は三百三十九億円、増資は八十一億円やらせようとしておりますが、合計で四百二十億円の資金の増加がござります。利率につきましては、市中のものは九分一厘から九分二厘というものがございます。社債あたりは八分六厘七毛といった金利でございますが、この金利の傾向につきましては、できるだけ安いものを調整するよう努力はいたしておりますけれども、やはり財政投融資の額自身が横ばいでございまして、工事資金絶対額はだんだん増加いたしておりますので、平均金利が建設費のコストに入って参りますので、平

均金利としてはやはりまだ上がつていい状態にあるわけでございます。そういうことで、われわれとしましては、できるだけ安い金利の金を調達させるよう努力はいたしておりますが、現在のこの状況で参りますと、まだ少し上がつて参る。金利の負担の増加、それから新しい発電所が建設せられ運転に入りますと、現在の料金が古い建設簿価で評価されておりますから、水力でいいますと、大体キロワット当たり五万円程度、火力でございますと二万五千円程度の簿価でございますが、新規ですと、水力で十五、六千

本政策をくずしてはならぬ、というの
で、閣議や記者団会見で、また企画庁
全体が強い態度で臨んでおられる態度
はよくわかるのですが、一、二、三の新
聞、さらに封筒に入れて配つてくる
「国会通信」というものを見ますと、ど
うも自分の間というのは、国会中じや
ないか、こういう感がするわけであり
ます。それは政府のほんとうの腹には
前に配つてきた「国会通信」という記事
には、来年の参議院選挙までに、こ
とじゅうに大体上げねばならぬもの
は上げてしまふんだ、しかし来年の六
月ないし七月の参議院選挙には、そろ
いうことはもう時効にかかるてしま
う、だから内閣の腹は、ほんとうは上
げるんだ、こういふことをはつきり書
いて、その先端を切るものが国鉄の運
賃値上げであり、九州電力であり、や
がて国会が済んだら、また椎名大臣の書
いたり、バス、私鉄次々にやって、しか
それは年内に上げていけば、来年の参
議院選挙には時効にかかるんだ、こう
いうのがほんとうの政府の腹だという
ように、私はまあ、長官が努力されて
いる善意をかたく信じたいのですが、た
めに各個撲破でやってはまた少し冷却して
はやるという、これまでのことを見、
私その点非常に善意の努力にもかかわ
らず、そういう裏の情報をもれて、た
とえばもう国鉄の運賃値上げをやるん
だ、ということは、数カ月前に党のだれ
がこれをきめて、だれがどういう形で
推進するということを、その情報は流
しておったが、まさにその通りになつ
てありますし、なかなかこれは所得倍増
計画の基本にも触れる問題ですし、や
はり相当、たゞいま発言のような点を

かなり堅持していただかぬとするさいから、国会中は九電ぐらにして、次々にというようなことにならぬでもないじやないかということを心配するんですが、そういう情報を知つておられますか。また、そういうことになりませんように、一つ厳たる態度をとつていただきたい。

○國務大臣(追水久常君) 私は、かりにそういうふうに勘ぐつている人がいたら、ずいぶん根性の曲がつた人だと思ひます。私のところには、そういうことを言ってくる情報が一つも流れています。やはり私のところに、そういうものをよこさないところを見つけるといふと、何人も私はまじめにやっているんだということを考へて、いるから、私のところによこさないのじやないかと思いますが、今、中田さんのおっしゃつた通り、私は、ほんとうに大まじめにこれを考へてやつていくつもりであります。決して、国会が済んだらどうこうと、いうことで、それまで、どうにかしておこうということでは決してない、ということを信じていただきたいと思います。

○中田吉雄君 時間がありませんから、まあ一つ、そういう情報が現実の問題になりませんように、中田があいつ念頭に置いて、私は案外の情報は、どこから出た情報か知らぬが、これまでずっとたんねんに読んでみますと、なかなか肯綮に当たる、勘ぐるといふよりか正確な情報を案外流しておるので、その点、一言申し上げておきます。

○吉田法晴君 大臣に最後のところを聞きたいのですけれども、小さいところを一、二聞きたいと思います。

この大衆の電力料金上げにならないようにという配慮が、若干なされたことはわかります。わかりますが、定額電灯について〇・七%、それから、これはまあ例示でしょうか、三部屋、台所、便所を有する家庭で、アイロン、洗たく機、ラジオを持つておるような最低料金適用需用家、五アンペア以下程度のところでは九・四%，それから標準的なアンペア需用家、これは何アンペアぐらいになるのかしれませんが、月額百円程度、こういう計算がなされているようですが、やや広い部屋を三つもしくは四つ持っている家庭で、アイロン洗たく機に加えて、テレビあるいは四部屋云々といつても、ほとんどこれは、こういう家庭の層が多いですが、バーセンテージになると一・四%ぐらいになりそうですが、三部屋あるいは四部屋云々といつても、大部分だと思うのですが、前の三部屋で、五アンペア以下ですかを使用しているところで九・四%、あるいは三ないし四部屋持っている家庭で一一・四%，大体一〇%程度大衆の電灯料金は上がる。こういうことになりそ Rodgers ですが、これはせめて定額電灯の〇・七%、あるいは農業用について五・七%ですか、その程度ならば、五六%ならば、これは大衆の電灯料金上げにならないようにならぬかと思ふけれども、一〇%前後、九・四%から一一・四%、一二%は上がるという点は、これはやはり大衆の電力料金上げになるという非難はまぬがれるわけにいかんと思うのです。

が、いかがですか、これについても
っと標準のアンペアの取り方、それか
ら値上げ率について再考ができたの
じやないかと思うのですが、いかがで

○政府委員(大堀弘君) 本来アンペア

制に制度を変えたわけでござりますが、九州電力としまして変わったわけでござりますが、このアンペア制といふことは、つまりたとえばここござらないということで、いろいろと工夫をいたしまして、ただいま先生御指摘のようすに、制度は変わりましても、その程度で止めるよう下げて参ったわ

いりますように、電気がまなら電気がま
を持っておりますと、夕方になると、
それを動かす、あるいはその他の電気
器具をよけい持つておりますと、それ
〇・五%程度でございますと、いろいろ
けでござります。むろんその辺も、あ
つと下げられければけつこうでございま
すけれども、やはり全体の値上げ率一

らが一つの電気の需用としては集中して、ピークになって出来まして、それに必要なだけの供給力を備えなければなりません。ところどころ多く高いところ、大工夫をして、ほんとうはもう少し大きく影響が出たものを、この程度に抑えまして、特に定額の方には、平均値を上半率以下に出来ますように工夫を、こ

そのために多少高くていいが、
発電所の大きなダムのものを作つてい
かなければならぬというのが今日の状
況でございまして、そういう意味でア
ーク炉、レバーリー、モーター等を
しましたし、低所得の定額灯及び従量
電灯のごく低いものは、先ほど先生の
御指摘がございましたように、定額

ンペア制で、家庭で使います器具、ないし電灯の灯数、そういった大きさによつてもアンペア制が、五アンペアの方もあるし、十アンペアの方もある
○・七%でございますが、今度電気、ガス税の三百円以下の免税点が施行になりますればむしろ実際の支払額は下がるということに相なるわけであり

し、また十五アンペア、それ以上の方もあるわけであります。従いまして、率を低くいたしておるわけであります。定額の方に特別配慮を加えまして、大きさによって、そういう器具の大きさによつて、ます。

アンペア料金というものを取りまして、それからあと使つた現実の電灯について、一キロワットアワー当たり幾らという使用料金を取つております。もちろん標準家庭につきましても、できるだけ下げる努力はいたしましたのでございますが、全体の率の関係で、私どもとしては、その辺が限界であります。

て、総合して料金が出るわけでござい
ますから、この制度によりますと、実
はもう少し会社の当初の申請にござい
ませんか。吉田法晴君　電灯会社についても立
はないかと思っておる次第であります。
す。

ましたようすに、この辺に対し影響が
大きく出まして、理論通り参ります
と、四割も上がるような方が出る。こ
ういう点、聴聞会におきましても、あ
つて、いくように、あるいは税法の改正
についても、電気ガス税でもですかね
ども、先ほどの説明によると、通産大臣
の頭の中には、配当課税の軽減の方があ

先にある、こういう工合に電灯会社のためには、まあ申請通りではないけれども、立っていくよう配慮をする。しかし大衆料金については、定額電灯について、これはわかります。○・七%云々ということはわかりますけれども、国民の大部を占める三部屋、あるいは四部屋持つておるアンペア制のあれについては、これは五アンペア以下で九・四%、あるいは七・五アンペア以下で一一・四%ということになれば、それ以上になりますと、お詫の通りに、もっと上がるわけです。ですから、実際の各家庭の値上げ率は一〇%以上になることは、これは間違ない。平均が一〇・五%ですから、平均以上にも大衆については値上がりになります。この点が、とにかく一番県民運動というか、國民運動的に反対運動が起つた大きな原因ですが、それについては、十二分に配慮がなされなかつたじゃないか、多少の努力は認めますけれども、平均以上、あるいは実際に十何パーセント以上になって参るでしょう。おそらく一五%か、あるいは二〇%になるかもわからぬ。電力を増強をして國民に使ってもらわなければならぬ、こういう理由のために上げるとしても、平均以上の電力の値上げ、あるいは十数パーセントあるいは二〇%の値上げというものは、ひどいじゃないか。

げ率を抑制する点について努力が足らぬではないか、こういう非難は免れないとと思う、いかがですか。

占めております最低料金適用需用家、

これが戸数で大体70%を占めており、
ますが、三部屋に、台所、便所、アイロ
ン、洗濯機、ラジオを持っておるとい
う家庭でございますが、この値上げ率に

つきましては、かりに十五キロワットアワー程度使っている方、非常に低いところでございますが、この辺でござりますと、現在現行料金の二百三十九

円払つておる方が、二百四十六円でございまして、十七円値上げでございますが、これは率で七・四%でございます。大体二十キロワット・アワーま

満の方でござりますと、三百円の免額
点にかかりますので、この率でござ
りますと、多少値下げになりまして九十七

%くらしに支払額はなるわけでありま
す。
それから最低料金適用需用家の申込も、三十キロワット・アワー程度使うと

につきましては、三百七十三円の支取
いで四百十一円になりますから、三十
八円の値上げで、これが一〇・二%と

らしいの値上げ率になりまして、こればかりは七〇%からの多數のもので、考えまして、できるだけ低くしたわけでございます。

それから十アンペアといいますと、かなりの需用家でございますが、その中でも、使用量の少ない方、月五十キ

ロワット・アワー程度しか使わないといつまでは、実は十アンペアですが七・五アンペアという扱いにいたしまして、基本料金を五十円差し引くこと

にいたしまして、これによつて値上げ率をでけるだけ押えて、月額百円程度の支払い増にとどまるよう工夫をいたしましたのでござりますが、私どもとしましては、できるだけ定額電灯及び従量電灯の低い、多数の使用者の方のところを、できるだけ影響を少なくするという配慮をいたしまして、上の割合にまあ大きな需用家の方は、これは収入の面もよろしいわけござりますから、多少ごしんぼうをいたさいますが、これについても、今申し上げましたように、率があまり大きくなりませんように、アンペア制の運用につきましても、七・五アンペアという取り扱いを特に作らせまして、これは会社の申請にないわけござりますが、私どもは、そういうふうに設定いたさせまして認可したわけでござります。

○吉田法晴君 今の数字と、それから値上がりの申請率、従量電灯、それから、うち最低制適用需用家――そこに示されております九・四%、一一・四%といふのは、これは違うようですが、これはどういうわけですか。

○政府委員(大堀弘君) これは、従量電灯全体としましては一・一・四%の値上げでございます。それから今申し上げました最低料金適用需用が、家庭の七〇%に相当する低いところの方だけとなりますと九・四%の平均になつております。電灯の中でも大半は電灯、つまり大きな料理屋でござりますとか、そういう大口電灯は、これは従来もさようござりますが、これは高くてもやむを得ないということで、総合の結果が一・一・四%に相なつております。

○吉田法晴君 農事用電力については、どうということですか、先ほど申し

上げましたような、申請は一五・五%で、それから査定によると五・七%の直上げと、こういふことですか。

○政府委員(大堀弘若) おとつでうれ
います。

の割引が、著しく高くなり過ぎてゐる
という結論が出ておりまります。会社
の申請は、制度調査会の答申に基づい
て出されたために、負荷率割引がきか
なくなつてきました。従つて、負荷のいい

石炭業界に對して、割合に結果的に大きな影響が出るという申請案になつておりましたので、聴聞会の御意見も考慮いたしまして、私どもとしては理論的にはそうかもしれないが、やはり負荷率割引は、從来に近い相当大きな負荷率割引にすべきだということで、会社申請案を直させました。それが第

一点でござります。
それから契約圧縮といいますこと
は、何万キロの電気を使うという、當
初需用の人きさを会社と契約いたして
おりますが、それを今後は、かなり実
際に使います線まで引き下げて、でき
るだけ需用家料金の負担を軽くしてや
るということを双方加えまして、まああ
くまで申請時間に比べますと、實際は三
分の一ぐらいいのところまで、石炭につ
いては値上げの負担が減ることになつ
ております。

料金いたしましては、大口電力及
び小口電力のいずれかへ入ることに相
なりまして、また、ここには二段料金制
が従来ございましたので、今までの電
気の使い方によつては、一件々々につ
いては、上昇率の出方は違つております
が、平均いたしましては、平均値
上げ率以下になつております。

○吉田法晴君 まあ負荷率割引の問題
は、大臣からもここで答弁があつて、
せつかく平均負荷になるように努力を
して、そしてやつたところが、負荷率
割引を引く、こういうことで、電力料
が、負荷平均についての努力にもかか

九州の持つておる後進性あるいは二
次、三次の、とにかく製造工業がな
い。御存じの通りて産炭地振興その地

て、その穴を埋めなければならぬ。あるいは新しい産業を誘致しなければな

だけが、そういう見地から高い電力料金をなぜ払わなければならぬかという、こういう県民と申しますか、国民の目に強い批判が起こってきたゆえんがゆるわけでございますが、通産省として

は、多少あなたの方から言わせれば、最大の努力をされたんだと言われるでしようけれども、努力はしたけれども、この程度になった。こういうことなんですが、たとえば石炭の問題一つでみても、石炭のコストダウンとそれから電力料の値上げとが矛盾をする。それから低品位位の需要と電源開発

けであります。この九州の石炭あるいは産業と、この電力あるいは資源開発のあり方の問題について、通商省としては、どういうふうに考えられたか、あるいはどういう工合に調整されたか、それから石炭のコストダウンの問題と、これと矛盾をする電力料金の値上げ問題を、どういう工合に調整をしようとしたか、それらの点について、これはまあ、石炭関係もござりますし、その他の関係もござりますから、通産大臣から答弁願うのが至当だと思いますけれども、あなたしかおられないませんから、当事者として、通産省全体として、どれだけ努力をしたかという点を一つ承りたいと思います。

ましたが、ちょっと補足して御説明させていただきたいと思います。

百六十七億円、三十五年度だけでござりますが、さらに過去におきまして、九州電力が借りております債務の償還期限がきておりますのが相当ございまして、それが百四十三億円、合計して四百十一億円という金を調達しなければならぬということです。これをいかにして調達するかということが、電気事業界全体、いずれも同じでございますが、この場合も、内部留保——これは主として減価償却でございますが、これは、料金が非常に抑えられておりますために、資本に見合った十分な償却ができるおりませんけれども、償却その他の、自己資金の八十四億円の資金を調達いたしますが、ことしは增资がございませんので、その他三百二十六億円は全部借入金でまかなっております。社債でいきますと、たとえば八十億円、市中銀行から百億円、興銀とか長銀から三十六億円、保険会社、信託銀行等からも借りまして、さらにできるだけ——二十二億円借りておりますが、外資も相当努力をして二十二億円入ってくる——、今年度二十二億、来年度二十億くらい入りますが、今度の借款によりまして……。それで、決して外資を借りるために上げるというごとにではございませんで、結局全体の資本負担なり資金調達のため、これの金利あるいは新しい発電所の償却費があえるため、そのため値上げをしなければならない、こういう理由によりまして、決して世銀の金は年利五分七厘五毛、興銀は六分五厘でござりますので、市中から借りておりますのは九分以上になつておりますが、それよりさらに安い金で借りております。従いま

して、市中から借りた場合よりも一年一億三千万円くらい、金利負担が軽減されるわけでござりますが、そういう意味で、私どもとしましては、決して値上げのためではなくて、そういう必要によりまして世銀の借款も、あらゆるところから借りられるところの金を、できるだけ安い有利な条件のもので調達しようという努力をいたしております。

それから、ただいま石炭との関係、産業との関係の御質問でございまして、私どもは、実は石炭対策につきましては、電気事業に対し非常に強い要請をいたしておりますが、実は重油要望となつております。かりに、火力発電所で二十万キロないし二十五万キロ当たりのものを作りますと、重油専焼で最近発注しておりますのは、キリストンタービンで五万円を割るような安価格でできるわけでござります。從来やつております石炭だけでやりますと、重油専焼の設備でやりますよりも、七万円近く要る、二万円以上値上がりするわけでござります。従いまして、本来実はコストの上昇を防ぐ意味からいきませんと、重油専焼の設備をすると、資本比が二割くらい節約になつてくる、とござります。これは国内事情で輸入を燃料費がさらに下つて参ります。電気格構成の関係で、そうなつておりますが、国際価格は大体六千円近いわけですから、国際価格は大体六千円近いわけですが、国際価格に接近して参りますと、同時に、重油が現在キリストンタービンまで八千円程度でございました、

専焼火力を認めていくというのが、私どもの立場でございますけれども、それをあまりやりますと、国内の石炭使用量が減って参る、国内石炭対策という問題からみて、相当な問題になつてくるというわけでございますが、通産省全体としてのエネルギーに対する考え方としては、重油専焼も、大いにやらなければならぬけれども、やはりある程度石炭の一般需要の減退にかかわつて、ある程度電気が石炭を使つようにして、現在長期契約を電気業界と石炭業界の間においてやらせよう。現在使っておりますのは五千五百トン程度使っておりますが、二千五トン以上まで、これを上げて使わせるようにし、しかも価格は石油価格のいかんにかからず、現在の石炭合理化審議会できめております価格によつて買っていこうというふうな電気業界に対する一つの対策として、現在話し合いが行なわれておるわけでございます。

は、これは主として大口小口その他いろいろな商品についても、私どもとしましては、電力原単位から見て、どのくらい影響があるかということを、いろいろ分析をしてみておりますが、大体、多数の商品については、一%以下のものが多うございます。今日相当各商品とも、生産性が向上されて、また大規模になつておられますから、まずこの程度のものは消化できるのではないかと、大部分の場合はさように考えられるわけでござります。

が、そういう点に於いても、これはやはり県民の協力を得るということを、國も加わりながらやるというのではなくれば、いわば地元に転嫁させる、あるいは國が物価を抑えるといいながら、電力料金値上げ問題については、理由ありとしてとも、かく一〇%以上の値上げを認めるということで、國の施設等に対しても、國民の不信と運動は、今後もなお続くでしょうが、結論としては遺憾の意を表しますが、十分努力しなかったではないか、こういうことでは、これは、はつきり結論としては言えると思う。具体的な答弁が少し足りませんでしたけれども、時間もおそいから、この程度にいたします。

○中田吉雄君 資料要求ですが、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の説明で、昭和三十三年から工場立地の調査等に関する法律に基づいて、全国百六十六の地区につきまして、工場立地の調査を実施した、こういうことです。そのため資料をぜひ一つ、この法案の審議にして提出をお願いしておきます。

○委員長(鈴木弘君) ただいまの資料要求については、善処いたします。

他に御発言がなければ、本日は、これにて散会いたします。

(外三名発議)

一、官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律案（向井長年君外三名発議）

小規模事業者に対する金融特別措置法

小規模事業者に対する金融特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、小規模事業者に対する事業資金及び合理化資金の融通を円滑にする措置を講じ、もつてその経営の安定と経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小規模事業者」とは、主として自己の労働によつて、商業工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行なう事業者であつて、常時使用する従業員の数が五人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二人）をこえないもの並びに事業協同小組合及びその組合員をいう。

(事業資金の貸付け)

第三条 商工組合中央金庫及び中小企業金融公庫は、それぞれその一事業年度における小規模事業者に対する貸付額がその事業年度における貸付総額に対し次に掲げる割合を下らないようその業務を行なわなければならない。

一 商工組合中央金庫 百分の二
十五 中小企業金融公庫 百分の二

(合理化資金の貸付け)

第四条 都道府県は、中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第百五号）第三条第一項に規定する貸付けを行なう場合においては、その一会計年度における小規模事業者に対する貸付額がその会計年度における貸付総額に対し百分の二十五を下らないようにその事業を行なわなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の日の属する事業年度又は会計年度における第三条及び第四条の規定の適用については、小規模事業者に対する貸付額の貸付総額に対する割合は、これらの規定にかかわらず、政令で定める。

(定義)

第二条 この法律において「小規模事業者」とは、主として自己の労働によつて、商業工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行なう事業者であつて、常時使用する従業員の数が五人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二人）をこえないもの並びに事業協同小組合及びその組合員をいう。

(目的)

第一条 この法律は、小規模事業者に対する事業資金及び合理化資金の融通を円滑にする措置を講じ、もつてその経営の安定と経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小規模事業者」とは、主として自己の労働によつて、商業工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行なう事業者であつて、常時使用する従業員の数が五人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二人）をこえないもの並びに事業協同小組合及びその組合員をいう。

(事業資金の貸付け)

第三条 商工組合中央金庫及び中小企業金融公庫は、それぞれその一事業年度における小規模事業者に対する貸付額がその事業年度における貸付総額に対し次に掲げる割合を下らないようその業務を行なわなければならない。

一 商工組合中央金庫 百分の二
十五 中小企業金融公庫 百分の二

(受領期間)

第四条の二 下請事業者が給付の提供をした後、親事業者が第三条の規定において、給付の内容の全部又は一部が契約に違反する場合に下請事業者が当該契約の内容に従い給付の内容を是正して給付することができることとなつてゐるときは、給付の受領の時期は、当該是正した給付の提供をした日の翌日から起算するものとする。

2 親事業者が下請事業者に対し製造委託又は修理委託をする場合において、その下請代金の支払時期は、前項の規定により給付の受領の時期として定めた日の翌日から起算して六十日（以下「法定支払期間」という。）をこえてこれを定期めることができない。

(定期)

第三条の二 下請事業者が給付の提供をした後、親事業者がその責に帰すべき理由により当該給付を受領することなく第三条の二第一項又は第三項の規定により定められた給付の受領の時期を経過したときは、当該親事業者は、その受領しなかつたことによつて下請事業者が受けた損害を賠償する責に任ずる。

(定期)

第三条第一号及び第二号を次のように改める。

一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、前条第一項又は第三項の時期を経過した後、下請事業者の給付を受領しないことを定めたものとみなす。

(定期)

第三条の二 下請事業者が給付の提供をした後、親事業者が下請事業者に対する製造委託又は修理委託をする場合は、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、自ら製造し又は修理する場合の単価の百分の八十よりも低い額を、下請代金の単価として定めてはならない。

一 下請事業者が給付の提供をしたかつて、前条第二項又は第三項の支払時期を経過した後、その給付に対する下請代金を支払ふべき時期において、その給付の受領の場合は、下請事業者が親事業者に対し給付の提供をした日の翌日

(遅延利息)

二 第二項又は第三項の規定により下請代金を支払わない場合に下請事業者に対する支払時期までに下請代金を支払わなければならぬ場合には、当該支払時期より下請代金の支払時期までに下請代金を支払わなければならぬ。

二 第二項又は第三項の規定により下請事業者に対する支払時期までに下請代金を支払わなければならぬ場合には、当該支払時期より下請代金の支払時期までに下請代金を支払わなければならぬ。

第十条の見出しを削り、同条の前に次の二条を加える。

第九条の二 第三条の規定による書面を交付せず、又は書面に記載すべき事項を記載しなかつたときは、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第十二条中「前二条」を「前三条」に改める。

(定期)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(定期)

二 この法律施行前の製造委託及び修理委託については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、国、地方公共団体、公共企業体等が役務又は物資を調達するため請負、買入れその他契約をする場合において、中小企業に対するその発注を確保する措置を講じ、もつて中小企業の事業活動分野の維持とその健全な発達とに資することを目的とする。

(修理工賃の支払)

修理工賃をした発注総量の三年間の平均の百分の八十の割合を下らない量の製造委託又は修理委託を継続して行なわせるよう努めなければならない。

第十条の見出しを削り、同条の前に次の二条を加える。

第九条の二 第三条の規定による書面を交付せず、又は書面に記載すべき事項を記載しなかつたときは、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第十二条中「前二条」を「前三条」に改める。

(定期)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(定期)

二 この法律施行前の製造委託及び修理委託については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、国、地方公共団体、公共企業体等が役務又は物資を調達するため請負、買入れその他契約をする場合において、中小企業に対するその発注を確保する措置を講じ、もつて中小企業の事業活動分野の維持とその健全な発達とに資することを目的とする。

一三

(定義)

第二条 この法律で「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第三項に掲げる各省各庁の長をいう。

2 この法律で「公社」とは、日本電壳公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいい、「公社の長」とは、公社の総裁をいう。

3 この法律で「公團等」とは、日本住宅公團、日本道路公團、首都高速道路公團、愛知用水公團、農地開発機械公團、森林開発公團、特定船舶整備公團、労働福利社事業団、帝都高度交通營団、原子力研究所、原子燃料公社その他政令で定めるこれらに類するものをいい、「公團等の長」とは、公團等の総裁、理事長その他の長をいう。

4 この法律で「官公需契約」とは、國、地方公共団体、公社又は公團等（以下これらを「國等」という。）が國等以外の者に対し工事の完成、役務の給付又は物件の納入を発注する契約をいう。

5 この法律で「中小企業者」とは、個人及びその常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業にあつては三十人）をこえず、かつ、資本又は出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）

第三条 内閣総理大臣は、毎会計年度、中小企業官公需確保審議会の答申に基づき、國等が中小企業者となすべき官公需契約の発注量が官公需契約の発注総量に対して占める割合を定め、これを公表するものとする。

2 前項の割合は、百分の二十を下るものであつてはならない。

（各省各庁の長等の義務）

第四条 各省各庁の長、地方公共団体の長、公社の長及び公團等の長は、毎会計年度において中小企業者となす官公需契約につき、少なくとも前条の規定により公表された割合に達するよう努めるものとする。

(契約の特例)

第五条 各省各庁の長、地方公共団体の長、公社の長又は公團等の長が國等以外の者に対し工事の完成、役務の給付又は物件の納入を発注する契約をいう。

この法律で「官公需契約」とは、

國、地方公共団体、公社又は公團等（以下これらを「國等」という。）

が國等以外の者に対し工事の完

成、役務の給付又は物件の納入を

発注する契約をいう。

この法律で「中小企業者」とは、

個人及びその常時使用する従業員

の数が三百人（商業又はサービス

業にあつては三十人）をこえず、

かつ、資本又は出資の総額が一千

万円以下の法人たる事業者並びに

中小企業団体の組織に関する法律

（昭和三十二年法律第百八十五号）

第三条に規定する中小企業団体（火災共済協同組合、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九

条の九第一項第一号又は第三号の事業を行なう協同組合連合会を除

く。）をいう。

(官公需契約の割合の公表)

第三条 内閣総理大臣は、毎会計年

度、中小企業官公需確保審議会の

答申に基づき、國等が中小企業者

となすべき官公需契約の発注量が

官公需契約の発注総量に対して占

める割合を定め、これを公表する

ものとする。

2 前項の割合は、百分の二十を下

るものであつてはならない。

（各省各庁の長等の義務）

第四条 各省各庁の長、地方公共団

体の長、公社の長及び公團等の長

は、毎会計年度において中小企

業者となす官公需契約につき、少

なくとも前条の規定により公表さ

れた割合に達するよう努めるものと

する。

（契約の特例）

第五条 各省各庁の長、地方公共団

体の長、公社の長又は公團等の長

が國等以外の者に対し工事の完

成、役務の給付又は物件の納入を

発注する契約をいう。

この法律で「中小企業者」とは、

個人及びその常時使用する従業員

の数が三百人（商業又はサービス

業にあつては三十人）をこえず、

かつ、資本又は出資の総額が一千

万円以下の法人たる事業者並びに

中小企業団体の組織に関する法律

（昭和三十二年法律第百八十五号）

第三条に規定する中小企業団体（火災共済協同組合、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九

条の九第一項第一号又は第三号の事業を行なう協同組合連合会を除

く。）をいう。

（官公需契約の割合の公表）

第三条 内閣総理大臣は、毎会計年

度、中小企業官公需確保審議会の

答申に基づき、國等が中小企業者

となすべき官公需契約の発注量が

官公需契約の発注総量に対して占

める割合を定め、これを公表する

ものとする。

2 前項の割合は、百分の二十を下

るものであつてはならない。

（各省各庁の長等の義務）

第四条 各省各庁の長、地方公共団

体の長、公社の長及び公團等の長

は、毎会計年度において中小企

業者となす官公需契約につき、少

なくとも前条の規定により公表さ

れた割合に達するよう努めるものと

する。

（契約の特例）

第五条 各省各庁の長、地方公共団

体の長、公社の長又は公團等の長

が國等以外の者に対し工事の完

成、役務の給付又は物件の納入を

発注する契約をいう。

この法律で「中小企業者」とは、

個人及びその常時使用する従業員

の数が三百人（商業又はサービス

業にあつては三十人）をこえず、

かつ、資本又は出資の総額が一千

万円以下の法人たる事業者並びに

中小企業団体の組織に関する法律

（昭和三十二年法律第百八十五号）

第三条に規定する中小企業団体（火災共済協同組合、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九

条の九第一項第一号又は第三号の事業を行なう協同組合連合会を除

く。）をいう。

（官公需契約の割合の公表）

第三条 内閣総理大臣は、毎会計年

度、中小企業官公需確保審議会の

答申に基づき、國等が中小企業者

となすべき官公需契約の発注量が

官公需契約の発注総量に対して占

める割合を定め、これを公表する

ものとする。

2 前項の割合は、百分の二十を下

るものであつてはならない。

（各省各庁の長等の義務）

第四条 各省各庁の長、地方公共団

体の長、公社の長及び公團等の長

は、毎会計年度において中小企

業者となす官公需契約につき、少

なくとも前条の規定により公表さ

れた割合に達するよう努めるものと

する。

（契約の特例）

第五条 各省各庁の長、地方公共団

体の長、公社の長又は公團等の長

が國等以外の者に対し工事の完

成、役務の給付又は物件の納入を

発注する契約をいう。

この法律で「中小企業者」とは、

個人及びその常時使用する従業員

の数が三百人（商業又はサービス

業にあつては三十人）をこえず、

かつ、資本又は出資の総額が一千

万円以下の法人たる事業者並びに

中小企業団体の組織に関する法律

（昭和三十二年法律第百八十五号）

第三条に規定する中小企業団体（火災共済協同組合、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九

条の九第一項第一号又は第三号の事業を行なう協同組合連合会を除

く。）をいう。

（官公需契約の割合の公表）

第三条 内閣総理大臣は、毎会計年

度、中小企業官公需確保審議会の

答申に基づき、國等が中小企業者

となすべき官公需契約の発注量が

官公需契約の発注総量に対して占

める割合を定め、これを公表する

ものとする。

2 前項の割合は、百分の二十を下

るものであつてはならない。

（各省各庁の長等の義務）

第四条 各省各庁の長、地方公共団

体の長、公社の長及び公團等の長

は、毎会計年度において中小企

業者となす官公需契約につき、少

なくとも前条の規定により公表さ

れた割合に達するよう努めるものと

する。

（契約の特例）

第五条 各省各庁の長、地方公共団

体の長、公社の長又は公團等の長

が國等以外の者に対し工事の完

成、役務の給付又は物件の納入を

発注する契約をいう。

この法律で「中小企業者」とは、

個人及びその常時使用する従業員

の数が三百人（商業又はサービス

業にあつては三十人）をこえず、

かつ、資本又は出資の総額が一千

万円以下の法人たる事業者並びに

中小企業団体の組織に関する法律

（昭和三十二年法律第百八十五号）

第三条に規定する中小企業団体（火災共済協同組合、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九

条の九第一項第一号又は第三号の事業を行なう協同組合連合会を除

く。）をいう。

（官公需契約の割合の公表）

第三条 内閣総理大臣は、毎会計年

度、中小企業官公需確保審議会の

答申に基づき、國等が中小企業者

となすべき官公需契約の発注量が

官公需契約の発注総量に対して占

める割合を定め、これを公表する

ものとする。

2 前項の割合は、百分の二十を下

るものであつてはならない。

（各省各庁の長等の義務）

第四条 各省各庁の長、地方公共団

体の長、公社の長及び公團等の長

は、毎会計年度において中小企

業者となす官公需契約につき、少

なくとも前条の規定により公表さ

れた割合に達するよう努めるものと

する。

（契約の特例）

第五条 各省各庁の長、地方公共団

体の長、公社の長又は公團等の長

が國等以外の者に対し工事の完

成、役務の給付又は物件の納入を

発注する契約をいう。

この法律で「中小企業者」とは、

個人及びその常時使用する従業員

の数が三百人（商業又はサービス

業にあつては三十人）をこえず、

かつ、資本又は出資の総額が一千

万円以下の法人たる事業者並びに

中小企業団体の組織に関する法律

（昭和三十二年法律第百八十五号）

第三条に規定する中小企業団体（火災共済協同組合、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九

条の九第一項第一号又は第三号の事業を行なう協同組合連合会を除

く。）をいう。

（官公需契約の割合の公表）

第三条 内閣総理大臣は、毎会計年

度、中小企業官公需確保審議会の

答申に基づき、國等が中小企業者

となすべき官公需契約の発注量が

官公需契約の発注総量に対して占

める割合を定め、これを公表する

ものとする。

2 前項の割合は、百分の二十を下

るものであつてはならない。

（各省各庁の長等の義務）

第四条 各省各庁の長、地方公共団

体の長、公社の長及び公團等の長

は、毎会計年度において中小企

業者となす官公需契約につき、少

なくとも前条の規定により公表さ

れた割合に達するよう努めるものと

する。

（契約の特例）

第五条 各省各庁の長、地方公共団

体の長、公社の長又は公團等の長

が國等以外の者に対し工事の完

成、役務の給付又は物件の納入を

発注する契約をいう。

この法律で「中小企業者」とは、

個人及びその常時使用する従業員

□ 事業協同組合等の組合員又は所屬したる中小企業者が、その事業の用に供するため、土地を取得し、若しくは造成し、又は建物を建設するのに必要な資金

第四条中「中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会若しくは環境衛生同業組合の施設又は中小企業者の経営の合理化のための設備の設置に必要と認めた」を「同項各号に掲げる必要な資金と認めた」に改める。

本則に次の二条を加える。

(工場用地の買換えの場合の課税の特例)

第十四条 通商産業大臣は、事業協同組合等に対し、当該事業協同組合等の作成する工場等集団化計画の内容が第三条第一項第四号に規定する要件に該当するものである旨の承認をすることができる。

2 受けた場合において、当該事業協同組合等の組合員又は所屬したる中小企業者(政令で定める日において中小企業者である者に限る)が、当該承認に係る工場等集団化計画の内容に従い、その事業の用に供している工場用地(政令で定める工場施設の敷地に供される土地をいうものとし、当該土地の上に存する権利を含むものとする。以下同じ)を譲渡し、かつ、これに代わるべき土地(当該土地の上に存する権利を含む)を取得してこれを工場用地として当該事業の用に供するときは、当該計画の内容に従つて工場用地を譲渡したことそ

の他政令で定める事情があることにつき通商産業大臣の証明を受けた場合に限り、当該譲渡に係る収入金額又は益金に相当する金額は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、当該譲渡の日を含む年又は事業年度の所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)又は法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定による所得の計算上、総収入金額又は益金に算入しない。

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

目次

第一章 石炭鉱業安定法案
第二章 石炭鉱業安定計画(第四条)
第三章 未開発炭田の開発(第八条第一項第十五条)
第四章 石炭鉱業開発株式会社(第十六条第一項第三十三条)
第五章 採掘権及び鉱区の整理統合並びに坑口の開設の制限(第三十四条第一項第三十一条第十四十七条)
第六章 需給の安定(第三十九条第一項総則(第四十八条第一項第五十五条))
第七章 石炭販売公団(第五章)

第一節 役員及び職員(第五十一条)
第二節 業務(第六十七条第一項)
第三節 六条(第六十六条)

六十八(六十八条)

第四節 財務及び会計(第六十九条第一項)

第五節 監督(第八十一条第一項)

第六節 補則(第八十三条)

第二節 働員及び職員(第八十条第一項)

第三節 業務(第九十条第一項)

第四節 鉱害賠償に関する裁定(第一百五十五条)

第五節 監督(第一百二十四条)

第六節 石炭鉱業の近代化のため実施すべき工事に関する事項

第七節 石炭需給の安定に関する事項

第八節 その他石炭鉱業の安定に関する重要事項

第三条 この法律の規定によつてした処分及び採掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対する効力を有する。

2 この法律の規定によつてした処分及び採掘権者がこの法律の規定によつてした手續その他の行為は、租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対する効力を有する。

3 この法律の規定によつてした処分及び採掘権者がこの法律の規定によつてした手續その他の行為は、租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、採掘権の範囲内において採掘権者に対して、その効力を有する。ただし、採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合には、この限りでない。

4 通商産業大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、第二号の諸目標を達成すべき生産数量を附記するものとする。

5 通商産業大臣は、基本計画を定めるに際し、第二項第七号に規定する事項については、労働大臣と協議しなければならない。

第六条 通商産業大臣は、五年ごとに、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、石炭鉱業安定実施計画(以下「実施計画」という)を定めなければならない。

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該基本計画の最終年度における石炭の生産数量の目標

二 当該基本計画の最終年度における石炭鉱業の生産能率、生産費その他の石炭鉱業の近代化の目標

三 未開発炭田の開発に関する事項

四 工事の種類、費用の額その他の工事に必要な採掘権又は鉱区の整理統合に関する事項

五 石炭鉱業の近代化のため実施すべき工事に必要な採掘権又は鉱区の整理統合に関する事項

六 石炭需給の安定に関する事項

七 その他石炭鉱業の安定に関する重要事項

八 3 前項第一号の石炭の生産数量の目標を定めるに當たつては、同項により基本計画を定めたときは、第二号の諸目標を達成すべき生産数量を附記するものとする。

4 通商産業大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、第二号の諸目標を達成すべき生産数量を附記するものとする。

5 通商産業大臣は、基本計画を定めるに際し、第二項第七号に規定する事項については、労働大臣と協議しなければならない。

第六条 通商産業大臣は、五年ごとに、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、石炭鉱業安定実施計画(以下「実施計画」という)を定めなければならない。

2 前条第三項から第五項までの規

鉱区の立地条件上その坑口を使用して掘採する石炭の生産率が本計画に定める石炭鉱業の近代化の目標たる生産能率をこえることとなると認めるときでなければ、許可をしてはならない。ただし、通産業省令で定める種類の坑口であつて、現に存する石炭坑における石炭の生産条件を著しく改善することとなるものであるときは、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

(鉱業権等の取消し等)

第三十七条 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が第三十五条の許可を受けないで坑口の開設の工事をしたとき、又は不正な手段により同条の許可を受けたときは、

通商産業省令で定める方法によりその坑口を開鎖すべきことを命じ、又はその坑口を石炭の掘採のために使用すべき鉱区若しくは鉱区の鉱業権者若しくは租鉱権を取り消すことができる。

2 鉱業法第四十条の規定は、前項(鉱業法の適用除外)による取扱いは、前項(鉱業法第六十二条及び第八十六条の規定は、鉱業権者及び租鉱権者については、適用しない。ただし、第八条第一項の規定による指定があつた地域内の採掘鉱区の採掘権者については、この限りでない。

2 第八条第一項の規定による指定の際現にその指定された地域内に

おいて事業に着手していない採掘権者についての鉱業法第六十二条第一項の適用に関しては、同項中

「鉱業権の設定又は移転の登録があつた日」とあるのは、「石炭鉱業安定法第八条第一項の規定による指定があつた日」とし、第八条第一項の規定による指定の際現にその指定された地域内において事業を休止している採掘権者についての鉱業法第六十二条第三項の適用に関しては、同項中「引き続き」とあるのは、「石炭鉱業安定法第八条第一項の規定による指定の日から引き続き」とする。

第六章 需給の安定

(需給計画)

第三十九条 通商産業大臣は、毎年、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、実施計画に基づき、石炭の需給計画を定めなければならない。

(生産数量等の指示)

第四十条 通商産業大臣は、前条の規定を実施するため、鉱業権者又は租鉱権者に対し、石炭の数量及び品位を定めて、その生産限度について必要な指示をするものとする。

(需要増加のための措置)

第四十一条 政府は、石炭の需要を増加させるため、火力発電、都市ガス、石炭化学等の事業施設の設置又は拡張に対し、資金の確保その他適切な措置を採るものとす る。

(石炭販売会社の一手買取等)

第四十五条 通商産業大臣は、毎年、通商産業省令で定めるところにより、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、国内において掘採された石炭につき、その品位に応じて石炭販売公団の買取価格及び販売価格を定めなければならない。石炭販売公団が輸入した石炭の販売価格についても、同様とする。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、その掘採した石炭を石炭販売公団以外の者から買い取らなければならない。

3 石炭販売公団でない者は、鉱業権者又は租鉱権者がその掘採した石炭を石炭販売公団に売り渡してはならない。

4 石炭販売公団でない者は、外国において掘採された石炭を輸入してはならない。ただし、国内において使用しないものについては、この限りでない。

(販売業務の代行)

第四十三条 石炭販売公団は、鉱業権者又は租鉱権者をして、その掘採した石炭につき、品位、価格、数量及び販売先を指定して、その販売の業務の一部を代行させることができる。

(買取価格等の変更)

第四十六条 通商産業大臣は、石炭の生産費又は経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、前条第一項の規定により定めた石炭の買取価格又は販売価格を変更しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前第の場合に準用する。

(価格調整金)

第四十七条 通商産業大臣は、第四十五条の規定により定められた石炭の買取価格をもつてしては、第四十条の規定による指示に従い生産した石炭の生産費を償うことができる。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗争ができない。

(名称の使用制限)

第五十三条 公団でない者は、石炭

(買取価格等の決定)

第四十八条 石炭販売公団は、通商産業大臣の定める石炭の需給計画に基づいて、石炭の買入れ及び販売の事業を行なうことを目的とする。

2 通商産業大臣は、前項の通商産業省令を定めようとすると、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

3 石炭販売公団の買取価格及び販売価格を定めなければならない。石炭販売公団が輸入した石炭の販売価格についても、同様とする。

4 石炭販売公団でない者は、石炭の買取価格及び販売価格を定めなければならない。ただし、国内において使用しないものについては、この限りでない。

(公団の目的)

第五十条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(法人格)

第五十一条 公団の資本金は、百億円とし、政府がその金額を出資するものとする。

(登記)

第五十二条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗争ができない。

(資本金)

第五十三条 公団の資本金は、百億円とし、政府がその金額を出資するものとする。

(登記)

第五十四条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗争ができない。

(名称の使用制限)

第五十五条 公団でない者は、石炭

販売公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(解散)

第五十四条 公団の解散に関する事項は、別に法律で定める。

(民法の準用)

第五十五条 民法第四十四条及び第五十条の規定は、公団に準用する。

第二節 役員及び職員

(役員の範囲)

第五十六条 公団に、役員として、

總裁一人、理事五人以内及び監事二以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第五十七条 総裁は、公団を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、總裁の定めるところにより、總裁を補佐して公団の業務を掌理し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、公団の業務を監査する。

(役員の任命)

第五十八条 総裁及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、總裁が通商産業大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第五十九条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の欠格条項)

第六十条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、國會議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く）、地方公共團体の議会の議員又は地方公共團体の長若しくは常勤の職員

二 政黨の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）

五 前各号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）

(役員の兼職禁止)

第六十二条 役員は、當利を目的とする團体の役員となり、又は自ら當利事業に從事してはならない。

(代理権の制限)

第六十三条 公団と總裁との利益が相反する事項については、總裁は、代理権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第六十四条 總裁は、理事又は公団の職員のうちから、その業務の一部に関し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第六十五条 公団の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる地位)

第六十六条 役員及び職員は、刑法

第六十七条 公団の職員は、總裁が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(役員の解任)

第六十八条 通商産業大臣又は總裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(業務の範囲)

第六十九条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第七十条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(第三節 業務)

第七十一条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第七十二条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完了後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するとときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけるなければならない。

(業務の範囲)

第七十三条 公団は、第四十八条の目的を達成するため次の業務を行なう。

一 石炭の買入れ及びその販売（輸出入を含む）

二 小口需要に対する販売業者の指定

三 価格調整金の交付

四 炭鉱補償事業団に対する納付金の納付

(業務方法書)

第六十八条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

(第四節 財務及び会計)

(事業年度)

第六十九条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(予算等の認可)

第七十条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第七十一条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第七十二条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完了後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定による短期借入金の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

(借入金)

第七十三条 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(政府の援助)

第七十五条 政府は、毎年、予算の範囲において、公団に対し、第

3 公団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第七十三条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額を積立て金として積み立てなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前事業年度開始金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 公団は、毎事業年度、損益計算による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(第六十二条) 役員は、當利を目的とする團体の役員となり、又は自ら當利事業に從事してはならない。

(第六十三条) 公団と總裁との利益が相反する事項については、總裁は、代理権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(第六十四条) 公団の職員は、總裁が任命する。

(第六十五条) 公団の職員は、總裁が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(第六十六条) 役員及び職員は、刑法

第六十七条 公団の職員は、總裁が前条各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(第六十八条) 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(第六十九条) 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(第七十条) 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(第七十一条) 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(第七十二条) 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完了後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定による短期借入金の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(第七十三条) 政府は、毎年、予算の範囲において、公団に対し、第

てるため、補助金を交付することができる。

2 政府は、公團に対し、長期若しくは短期の資金の貸付けをすることができる。

第七十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)

第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公團の債務について、保証契約をすることができる。

(償還計画)

第七十七条 公團は、毎事業年度、

長期借入金の償還計画を立てて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第七十八条 公團は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 國債その他通商産業大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金(給与及び退職手当の支給の基準)

第七十九条 公團は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、通商産業大臣の承認を受けるなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)
第八十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののか、公團の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(監督)
第五節 監督
第八十一条 公團は、通商産業大臣

が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、公團に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をするとができる。

第七十七条 政府は、法人に対する

(報告及び検査)

第八十二条 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、公團に対して業務及び資産の状況に關し報告させ、又はその職員をして公團の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができ

る。 第六節 條則

(大藏大臣との協議)

第八十三条 通商産業大臣は、次の場合には、あらかじめ、大藏大臣と協議しなければならない。

一 第七十一条 第七十四条第一項、第七十二条第一項及び第七十九条第一号の規定による指定をしようとするとき。

二 第七十二条第一項及び第七十九条の規定による承認をしようとするとき。

三 第七十八条第一号の規定によ

る指定をしようとするとき。

四 第八十一条の規定により通商産業省令を定めようとするとき。

第五章 炭鉱補償事業團

(事業團の目的)

第八十四条 炭鉱補償事業團は、政

府の石炭の需給調整措置の実施に

伴い石炭の掘採に係る事業を休止し又は廃止するのやむなきに至つた鉱業権者又は租鉱権者の当該事業につき、採掘権等の買収、鉱山労働者に対する救済、鉱害の賠償等の措置を講ずることを目的とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定による鉱害の賠償の納付金の受入れ

五 前各号の業務に附帯する業務六 前各号に掲げるもののほか、

第七十四条の目的を達成するた

め必要な業務

第八十五条 第四十九条、第五十条、第五十二条、第五十三条、第五十五条及び第六十九条の規定

は、事業團に準用する。

(第三節 役員及び職員)

第八十六条 事業團に、役員として、理事長一人、理事六人以内及び監事一人以内を置く。

(役員の兼職禁止)

第八十七条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に從事してはならない。

ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(役員等の秘密保持義務)

第八十八条 事業團の役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

(業務の方法)

第九十一条 事業團は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業

大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様

とする。

(業務の方法)

第九十二条 事業團は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収支予

算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様

とする。

(財産目録等)

第九十三条 事業團は、毎事業年度経過後三月以内に、財産目録、貸

借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならぬ。

(事業報告書)

第九十四条 事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(買取の基準)

第九十五条 事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(買取の基準)

行なう。

一 採掘権の買取及び保有

二 鉱業施設の買取及び保有又は売渡し

三 採掘権又は鉱業施設の買取に伴い解雇された鉱山労働者に対する賃金の支払の時期及び方法

四 買取した鉱業施設の売渡しの

五 買取した鉱業施設の売渡しの

六 前項の基準は、当該採掘権が次

の各号の要件を充たすべきことを

をしようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならぬ。

二 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

三 通商産業大臣は、事業團に目的とする金銭の支払する。

四 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

五 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

六 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

七 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

八 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

九 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

十 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

十一 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

十二 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

十三 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

十四 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

十五 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

十六 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

十七 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

十八 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

十九 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

二十 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

二十一 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

二十二 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

二十三 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

二十四 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

二十五 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

二十六 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

二十七 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

二十八 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

二十九 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

三十 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

三十一 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

三十二 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

三十三 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

三十四 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

三十五 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

三十六 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

三十七 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

三十八 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

三十九 通商産業大臣は、事業團は、毎事業年度計画後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

一 第四十五条の規定により通商産業大臣が定める公団の石炭の買取価格をもつてしては石炭の生産費を償うことができないため、当該採掘権に基づく石炭の採掘に係る事業を休止し若しくは廃止するやむなきに至つており又は至るおそれのあるものであり、かつ、当該事業を継続して行なわせるための第四十七条の価格調整金が交付される見込がないと認められるものであること。

二 石炭の鉱床の状態、品位、埋蔵数量その他の自然条件及び立地条件にかんがみ、第四条の本計画の近代化の目標を達成する見込みがないと認められるものであること。

3 通商産業大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならぬ。

4 事業団は、第一項の基準を定めようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならぬ。

第五十九条 事業団は、その買収した採掘権の鉱区又はその買収した鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区における石炭の掘採及びこれに附属する選炭その他の業務に従事している鉱山労働者に對しその採掘権者又は租鉱権者が負担する賃金の支払の債務であつて、その買収の日までに弁済期の到来しているものについては、当該買取をした日において債務者たる当該採掘権者又は租鉱権者と連帯して保証したものとみなす。

6 事業団は、前項の債務を弁済したときは、主たる債務者たる当該採掘権者又は租鉱権者に対し、主たる債務者の委託を受けて保証をなした場合に準じて求償権を有する。

(鉱害賠償のための積立金)

第二百条 事業団は、その買収した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償に要する経費に充てるため、通商産業大臣の認可を受けて保証をなした場合に準じて求償権を有する。

(鉱山労働者に対する金銭の支払)

第二百八条 事業団は、その買収した採掘権の鉱区又はその買収した採掘権の鉱区に対する金銭の支払

における石炭の採掘及びこれに附随する選炭その他の業務にその買収の日前三月以上引き続き從事していいた鉱山労働者であつて、その買収の日後二月以内に解雇されたものに対し、労働基準法(昭和二十年法律第四十九号)第十二条の平均賃金の六十日分に相当する金額を支払わなければならない。

2 前項の規定による支払の義務は、二年を経過したときは、時効により消滅する。

(未払賃金債務の連帯保証)

第九十九条

事業団は、その買収した採掘権の鉱区又はその買収した鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区における石炭の掘採及びこれに附属する選炭その他の業務に従事している鉱山労働者に對しその採掘権者又は租鉱権者が負担する賃金の支払の債務であつて、その買収の日までに弁済期の到来しているものについては、当該買取をした日において債務者たる当該採掘権者又は租鉱権者と連帯して保証したものとみなす。

(資料の提出の請求)

第一百零三条

事業団は、第九十条第一項第五号に掲げる業務を行なうため必要があるときは、公団に対する申請を

い。

(資料の提出の請求)

第一百零三条

事業団は、第九十条第一項第五号に掲げる業務を行なうため必要があるときは、公団に対する申請を

ない、かつ、理由を附さなければ
ならない。

3 通商産業局長は、第一項の裁定
をしたときは、裁定書の謄本を當
事者に交付しなければならない。

(裁定の効果)

第一百十一条 第五条又は第一百六条第
一項の裁定があつたときは、鉱害
の賠償に關し、当事者間の合意が
成立したものとみなす。

(裁定の失効)

第一百十二条 第五条の裁定があつた
場合において、採掘権又は鉱業施
設の申込みが取り消され、若しくは
その効力を失い、又は事業団がその
申込みを拒絶したときは、裁定は、
その効力を失う。

(訴訟)

第一百十三条 第百五条又は第一百六条
第一項の裁定のうち、鉱害の賠償
の額に不服のある者は、その裁定
書の謄本の交付を受けた日から三
十日以内に、訴をもつてその額の
増減を請求することができる。

2 前項の訴においては、賠償義務
者又は被害者をもつて被告とする。
る。

第五節 監督

第一百四十四条 第八十二条及び第八十
二条の規定は、事業団に準用す
る。

(監督)

第一百五十五条 通商産業省に、石炭鉱
業安定会議を置く。

2 石炭鉱業安定会議は、この法律
によりその権限に屬させられた事
項を調査審議するほか、次の事項

について調査審議し、通商産業大
臣及び関係行政機関の長に対し建
議する。

一 基本計画、実施計画及び開発
計画の策定に関する事項

二 石炭資源の開発をすべき地域
の指定に関する事項

三 採掘権又は鉱区の整理統合に
関する事項

四 坑口の開設の許可に関する事
項

五 需給計画の策定に関する事項

六 公團の石炭の買取数量及び完
渡数量の決定に関する事項

七 公團の石炭の買取価格及び販
売価格の決定に関する事項

八 価格調整金の決定に関する事
項

九 公團の石炭の輸出入数量の決
定に関する事項

十 公團の輸入した石炭の販売価
格の決定に関する事項

十一 石炭鉱業における雇用の安
定に関する事項

十二 その他石炭鉱業に関する重
要事項

十三 会員及び委員の任期
(任期)

第一百十七条 会員及び委員の任期
は、二年とする。

(勤務)

第一百十八条 会員、委員及び専門委
員は、非常勤とする。

(部会)

第一百十九条 石炭鉱業安定会議に、
部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指
名する委員がこれに当たる。

3 部会に属すべき委員は、会長が
指名する。

4 石炭鉱業安定会議は、その定め
るところにより、部会の決議をも
つて石炭鉱業安定会議の決議とす
ることができる。

(政令への委任)

2 第百二十条 この章に定めるもの
規定期は、前項の規定による立入検
査に準用する。

(異議の申立て)

第一百二十五条 この法律の規定によ
る通商産業大臣の処分に対し不服
のある者は、その旨を記載した書
面をもつて、通商産業大臣に異議
の申立てをすることができる。

2 第百二十九条 次の各号の一に該
する者は、三年以下の懲役又は三
十万円以下の罰金に処する。

1 第四十二条第二項又は第三項
の規定に違反した者

2 前項第一項のわいろを供与
し、又はその申込み若しくは約
束をした者

2 前項第二号の罪を犯した者が自
首したときは、その刑を減輕し、
又は免除することができる。

第一百三十条 第三十五条の規定によ
る通商産業大臣の許可を受けない

代表する者四人以内
三 石炭の消費者を代表する者三
人以内

四 炭鉱所在の地方公共団体を代
表する者二人以内

五 学識経験のある者四人以内
き、委員のうちから互選する。

3 石炭鉱業安定会議に会長を置
き、会長は、会務を總理し、石炭鉱
業安定会議を代表する。

4 会員は、会務を總理し、石炭鉱
業安定会議を代表する。

5 石炭鉱業安定会議に、専門委員
を置くことができる。

6 (報告の徴収)

第七百二十二条 通商産業大臣は、石
炭鉱業の近代化のため特に必要が
あると認めるときは、鉱業権者又
は租鉱権者に対し、業務又は経理
の改善に関する勧告をすることが
できる。

第七百二十三条 通商産業大臣は、こ
の法律の施行に必要な限度におい
て、政令で定めるところにより、
鉱業権者又は租鉱権者に対し、そ
の業務又は経理の状況に關し報告
をさせることができる。

(立入検査)

第七百二十四条 通商産業大臣は、こ
の法律の施行に必要な限度におい
て、その職員に、鉱業権者又は租
鉱権者の事業場、倉庫、事務所又
は營業所に立ち入り、帳簿書類そ
の他の物件を検査させることができ
る。

第七百二十五条 この法律の規定によ
る通商産業大臣の処分に対し不服
のある者は、その旨を記載した書
面をもつて、通商産業大臣に異議
の申立てをした者

2 前項の場合において、收受した
ものは、没収する。その全部又
は一部を没収することができない
ときは、その価額を追徴する。

2 前項の場合は、その全部又
は一部を没収する。その全部又
は一部を没収することができない
ときは、その価額を追徴する。

旨を通商産業大臣に届け出なけれ
ばならない。

(業務又は経理に関する勧告)

3 聽聞に際しては、異議の中立て
をした者及び利害関係人に對し、
その事案について説明を提示し、
意見を述べる機会を与えないわけ
ならない。

第七百二十七条 通商産業大臣は、前
条の聽聞を行なつた後、文書をも
つて決定をし、その写しを異議の
申立てをした者に送付しなければ
ならない。

第七百二十八条 会社の取締役、監査
役その他の職員が、その職務に關
して、わいろを收受し、又はその
要求若しくは約束をしたときは、
三年以下の懲役に處する。これに
よつて不正の行為をし、又は相当
の行為をしなかつたときは、五年
以下の懲役に處する。

第七百二十九条 次の各号の一に該
する者は、三年以下の懲役又は三
十万円以下の罰金に処する。

1 第四十二条第二項又は第三項
の規定に違反した者

2 前項の場合は、その全部又
は一部を没収する。その全部又
は一部を没収することができない
ときは、その価額を追徴する。

で坑口の開設の工事をした者は、

一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一百三十一条 第八十八条の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百三十二条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

第一百三十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

第一百三十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をし

た会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

可又は承認を受けなかつたとき。

1 附則

この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 通商産業大臣は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日以後は、第十三条第一項又は第三十四条第一項の規定に基づく勧告をすることができない。

3 第三十五条から第三十八条まで

の規定は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日以後もなおその効力を失う。ただし、その日前にした行為に対する罰則の適用については、その日以後もなおその効力を有する。

4 石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第二百五十六号）は、廃止する。

5 会社、公團及び事業団の設立手続、公團の設立に伴う石炭鉱業者に対する措置、石炭鉱業合理化臨時措置法の廃止に伴う石炭鉱業整備事業団の事業団への移行及び職員の引継ぎその他のこの法律の施行に伴い必要な事項は、別に法律で定める。

第六章 雜則（第十九条—第二十条）

第七章 附則（第二十四条—第二十五条）

第四章 国の措置（第十六条—第十七条）

第五章 原子力損害賠償紛争審査会（第十八条）

第六章 雜則（第十九条—第二十一条）

第七章 附則（第二十四条—第二十五条）

第四章 国の措置（第十六条—第十七条）

第五章 原子力損害賠償紛争審査会（第十八条）

第六章 雜則（第十九条—第二十一条）

第七章 附則（第二十四条—第二十五条）

第八章 附則（第二十四条—第二十五条）

第九章 附則（第二十四条—第二十五条）

を改正する法律案

原子力損害の賠償に関する法律案

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 原子力損害賠償責任（第三条—第五条）

第三章 損害賠償措置（第六条—第七条）

第四節 損害賠償責任保険契約（第十条—第十二条）

第五節 供託（第十二条—第十五条）

第六節 原子力損害賠償補償契約（第十一条—第十二条）

第七節 原子力損害賠償紛争審査会（第十八条）

第八節 雜則（第十九条—第二十一条）

第九節 附則（第二十四条—第二十五条）

第十節 附則（第二十四条—第二十五条）

第十一節 附則（第二十四条—第二十五条）

第十二節 附則（第二十四条—第二十五条）

第十三節 附則（第二十四条—第二十五条）

第十四節 附則（第二十四条—第二十五条）

第十五節 附則（第二十四条—第二十五条）

第十六節 附則（第二十四条—第二十五条）

第二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第八章 原子力損害の賠償に関する法律案

第九章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十一章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第八章 原子力損害の賠償に関する法律案

第九章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十一章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十八章 原子力損害の賠償に関する法律案

第十九章 原子力損害の賠償に関する法律案

第二十章 原子力損害の賠償に関する法律案

第二十一章 原子力損害の賠償に関する法律案

第二十二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第二十三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第二十四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第二十五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第二十六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第二十七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第二十八章 原子力損害の賠償に関する法律案

第二十九章 原子力損害の賠償に関する法律案

第三十章 原子力損害の賠償に関する法律案

第三十一章 原子力損害の賠償に関する法律案

第三十二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第三十三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第三十四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第三十五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第三十六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第三十七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第三十八章 原子力損害の賠償に関する法律案

第三十九章 原子力損害の賠償に関する法律案

第四十章 原子力損害の賠償に関する法律案

第四十一章 原子力損害の賠償に関する法律案

第四十二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第四十三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第四十四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第四十五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第四十六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第四十七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第四十八章 原子力損害の賠償に関する法律案

第四十九章 原子力損害の賠償に関する法律案

第五十章 原子力損害の賠償に関する法律案

第五十一章 原子力損害の賠償に関する法律案

第五十二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第五十三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第五十四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第五十五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第五十六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第五十七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第五十八章 原子力損害の賠償に関する法律案

第五十九章 原子力損害の賠償に関する法律案

第六十章 原子力損害の賠償に関する法律案

第六十一章 原子力損害の賠償に関する法律案

第六十二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第六十三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第六十四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第六十五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第六十六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第六十七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第六十八章 原子力損害の賠償に関する法律案

第六十九章 原子力損害の賠償に関する法律案

第七十章 原子力損害の賠償に関する法律案

第七十一章 原子力損害の賠償に関する法律案

第七十二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第七十三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第七十四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第七十五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第七十六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第七十七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第七十八章 原子力損害の賠償に関する法律案

第七十九章 原子力損害の賠償に関する法律案

第八十章 原子力損害の賠償に関する法律案

第八十一章 原子力損害の賠償に関する法律案

第八十二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第八十三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第八十四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第八十五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第八十六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第八十七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第八十八章 原子力損害の賠償に関する法律案

第八十九章 原子力損害の賠償に関する法律案

第九十章 原子力損害の賠償に関する法律案

第九十一章 原子力損害の賠償に関する法律案

第九十二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第九十三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第九十四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第九十五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第九十六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第九十七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第九十八章 原子力損害の賠償に関する法律案

第九十九章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百零一章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百零二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百零三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百零四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百零五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百零六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百零七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百零八章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百零九章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百一十章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百一十一章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百一十二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百一十三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百一十四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百一十五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百一十六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百一十七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百一十八章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百一十九章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百二十章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百二十一章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百二十二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百二十三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百二十四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百二十五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百二十六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百二十七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百二十八章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百二十九章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百三十章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百三十一章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百三十二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百三十三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百三十四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百三十五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百三十六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百三十七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百三十八章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百三十九章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百四十章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百四十一章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百四十二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百四十三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百四十四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百四十五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百四十六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百四十七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百四十八章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百四十九章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百五十章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百五十一章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百五十二章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百五十三章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百五十四章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百五十五章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百五十六章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百五十七章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百五十八章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百五十九章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百六十章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百六十一章 原子力損害の賠償に関する法律案

第一百六十二章 原子力損害の賠償に関する法律案

核燃料物質の運搬、貯蔵又は廃棄をいう。

一 原子炉の運転

二 加工であつて政令で定めるもの

三 再処理であつて政令で定めるもの

四 核燃料物質の使用であつて政令で定めるもの

五 原子炉の運転

六 加工であつて政令で定めるもの

七 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

八 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

九 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十一 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十二 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十三 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十四 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十五 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十六 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十七 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十八 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十九 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十一 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十二 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十三 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十四 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十五 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十六 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十七 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十八 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十九 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

可を受けた者

四 日本原子力研究所

五 原子燃料公社

六 原子炉の運転

七 加工であつて政令で定めるもの

八 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

九 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十一 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十二 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十三 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十四 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十五 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十六 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十七 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十八 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

十九 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十一 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十二 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十三 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十四 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十五 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十六 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十七 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十八 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

二十九 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

三十 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

三十一 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

三十二 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

三十三 放射線の作用若しくは毒性的作用による人体の中毒及びその統計

(求償権)

第五条 第三条の場合において、その損害が第三者の故意又は過失により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原

子力事業者は、その者に対して求償権を有する。ただし、その損害が原子炉の運転等の用に供される資材の供給又は役務(労務を含む)の提供(以上「資材の供給等」という。)により生じたものであるときには、当該資材の供給等をした者又はその者の従業員に故意があるときに限り、これらの者に対し

ときは、当該原子力事業者に対する請求権を有する。

第二項に規定する再処理をいい、第七項に規定する再処理をいい、「加工」とは、規制法第二条第百八十六号)第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号に規定する核燃料物質(規制法第二条第七項に規定する使用済燃料を含む。)をいわむ。」をいい、「放射線」とは、規制法第三条第六項に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第五号に規定する放射線をいう。

第七章 原子力損害賠償責任(無過失責任及び責任の集中)

第三条 原子炉の運転等の際に当該原子力事業者の受けた損害及び当該原子力事業者の従業員の業務上受けた損害を除く。

この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者(これらの方であつた者を含む。)をい

う。

一 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)以下「規制法」という。)第二十三

条第一項の許可(承認を含む。)次号及び第三号において同じ。)を受けた者(同法第三十九条第一項の規定により原子炉設置者とみなされた者を含む。)

二 規制法第十三条第一項の許可を受けた者

三 前条の場合においては、同

条の規定により損害を賠償する責に任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責に任じない。

第一節 損害賠償措置(損害賠償措置を講すべき義務)

第六条 原子力事業者は、原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

第七条 原子力損害の運転等をして害を賠償するための措置(以下「損害賠償措置」という。)を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

第二節 損害賠償措置(損害賠償措置を講すべき義務)

第六条 原子力損害の運転等をして害を賠償するための措置(以下「損害賠償措置」という。)を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

第八条 原子力損害賠償責任保険契約(以下「責任保険契約」という。)は第三

条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約によつてはう

り、責任保険契約によつてはう

めることができない原子力損害を

原子力事業者が賠償することによ

り生ずる損失を政府が補償するこ

とを約し、原子力事業者が補償料

を納付することを約する契約とす

る。

第二節 補償契約(補償契約に関する事項)

第二条 補償契約に関する事項は、別に法律で定める。

第十一条 第九条の規定は、補償契約に基づく補償金について準用す

る。

第九条 被害者は、損害賠償請求権に關し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

二 被害者は、被害者に対する損害賠償額について、自己が支払つた限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対し、保険金の支払を請求することができる。

三 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、保険金の支払を請求することができない。

四 被害者が損害賠償請求権に關し差し押える場合は、この限りでない。

五 第二節 原子力損害賠償補償契約(原子力損害賠償補償契約)

第十一条 原子力損害賠償補償契約(以下「補償契約」という。)は第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約によつてはうめることができない原子力損害を

原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償するこ

とを約し、原子力事業者が補償料

を納付することを約する契約とする。

第六節 供託(供託)

第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務

所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は總理府令で定める有価証券によりするものとする。

(供託物の還付)

第十三条 被害者は、損害賠償請求権に關し、前条の規定により原子力事業者が供託した金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

(供託物の取りもどし)

第十四条 原子力事業者は、次の各号に掲げる場合においては、科学技術庁長官の承認を受けて、第十一条の規定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

一 原子力損害を賠償したとき。

二 供託に代えて他の損害賠償措置を講じたとき。

三 原子炉の運転等をやめたとき。

2 科学技術庁長官は、前項第二号又は第三号に掲げる場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどすことができる時期及び取りもどすことができる金銭又は有価証券の額を指定して承認することができる。

(命令への委任)

第十五条 この節に定めるもののほか、供託に關する事項は、總理府令・法務省令で定める。

(国の措置)

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が第三条の規定により損害を賠償

する責に任すべき額が賠償額に該当するか、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するため必要な援助を行なうものとする。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に屬させられた権限の範囲内において行なうものとする。

第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合においては、被災者に救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。

第五章 原子力損害賠償紛争

審査会

(原子力損害賠償紛争審査会)

第十八条 科学技術庁に、附屬機関として、原子力損害の賠償に関する紛争が生じた場合における和解の仲介を行なわせるため政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という。)を置くことができる。

2 審査会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行なうこと。

二 前号に掲げる事務を行なうた場合にあっては、その船舶に立入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

(報告収取及び立入検査)

2 第二十一条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、昭和四十六年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害に定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という。)を置くことができる。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに和解の仲介の申立て及びその処理の手続に關し必要な事項は、政令で定めること。

(国の措置)

2 第二十二条 第三条、第十六条及び次章の規定は、國に適用しない。

3 (国会に対する報告及び意見書の提出)
第十九条 政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとつた措置を国会に報告しなければならない。

2 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣總理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。

3 (通商産業大臣又は運輸大臣との協議)
第二十二条 科学技術庁長官は、第七条第一項の規定による处分又は同条第二項の規定による命令をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉に係るものについては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものについては運輸大臣に協議しなければならない。

2 政府は、原水の規定期間による適用除外)

第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、昭和四十六年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

2 (報告収取及び立入検査)

第二十一条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、第六条の規定の実施を確保するため必要があると認めることは、原則的に該當する。

3 (経過措置)
第二十二条 第三条、第十六条及び次章の規定は、國に適用しない。

2 第二十三条 第六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十萬円以下の罰金に処し、又はこれと併科する。

3 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第二十三条 第六条の規定は、適用せず、かつ、この法律の規定による改正前の規制法第二十三条第二項第九号に係る部分をいう。この規定は、なおその効力を有する。

3 (附則)
第二十四条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

2 第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

3 (罰則)
第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に關して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 第二十七条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第二十七条 第六条の規定は、適用せず、かつ、この法律の規定による改正前の規制法第二十三条第二項第九号に係る部分をいう。この規定は、なおその効力を有する。

3 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第二十七条 第六条の規定は、適用せず、かつ、この法律の規定による改正前の規制法第二十三条第二項第九号に係る部分をいう。この規定は、なおその効力を有する。

3 (附則)
第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に關して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に關して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に關して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に關して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に關して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に關して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に關して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に關して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に關して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に關して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に關して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に關して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に關して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

業團」という。は、法人とする。 〔事務所〕	
第四条 事業團は、主たる事務所を東京都に置く。	
2 事業團は、必要の地に從たる事務所を置くことができる。	
第五条 事業團の資本金は、三億円と附則第七条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。	
2 政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内において、事業團に追加して出資することができる。	
3 事業團は、前項の規定による政 府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。	
第六条 事業團は、定款をもつて、次 の事項を規定しなければなら い。	
一 目的 二 名称 三 事業所の所在地 四 資本金及び資産に関する事項 五 役員及び会議に関する事項 六 開発審議会の委員及び運営に 関する事項 七 業務及びその執行に関する事項 八 財務及び会計に関する事項 九 公告に関する事項 十 定款の変更に関する事項 2 定款の変更は、内閣総理大臣の 認可を受けなければ、その効力を 生じない。	
〔登記〕	
第七条 事業團は、政令で定めると ころにより、登記しなければなら ない。	
2 前項の規定により登記しなけれ ばならない事項は、登記の後でな れば、これをもつて第三者に對 抗することができない。	
〔名称の使用制限〕	
第八条 事業團でない者は、新技術 開発事業團という名称を用いては ならない。	
〔民法の準用〕	
第九条 民法（明治二十九年法律第 八十九号）第四十四条（法人の不 法行為能力）及び第五十条（法人 の住所）の規定は、事業團につい て準用する。	
〔役員〕	
第十条 事業團に、役員として、理 事長一人、専務理事一人、理事四 人以内及び監事一人を置く。 〔役員の職務及び権限〕	
第十二条 事業團は、事業團を代表 し、その業務を総理する。	
2 専務理事は、事業團を代表し、 定款で定めるところにより、理事 長を補佐して事業團の業務を掌理 し、理事長に事故があるときはそ の職務を代理し、理事長が欠員の ときはその職務を行なう。	
3 理事は、定款で定めるところに より、理事長及び専務理事を補佐 して事業團の業務を掌理し、理事 長及び専務理事に事故があるとき はその職務を代理し、理事長及び 専務理事が欠員のときは、その職 務を行なう。	
4 監事は、事業團の業務を監査す る。	
〔役員の任命〕	
第十三条 理事長及び監事は、内閣 總理大臣が任命する。	
2 専務理事及び理事は、理事長の 意見をきいて、内閣總理大臣が任 命する。	
〔役員の任期〕	
第十四条 理事長、専務理事及び理 事の任期は、四年とし、監事の任 期は、二年とする。	
2 役員は、再任されることができ る。	
〔役員の欠格条項〕	
第十五条 次の各号の一に該当する 者は、役員となることができな い。	
一 國務大臣、國會議員、地方公 共團體の議員又は地方公 共團體の長 二 政府又は地方公共團體の職員 （非常勤のものを除く。） 三 物品の製造若しくは販売若し くは工事の請負を業とする者で あつて、事業團と取引上密接な 利害關係を有するもの又は、こ れらの者が法人であるときは、そ の役員（いかなる名称による かを問わず、これと同等以上の 職權又は支配力を有する者を含 む。）	
〔役員の兼職禁止〕	
第十六条 役員は、營利を目的とす る団體の役員となり、又は自ら營 利事業に從事してはならない。た だし、内閣總理大臣の承認を受け たときは、この限りでない。	
〔代表権の制限〕	
第十七条 事業團と理事長又は専務 理事との利益が相反する事項につ いては、これらの者は、代表権を 有しない。この場合には、監事が 事業團を代表する。	
〔代理人の選任〕	
第十八条 理事長及び専務理事は、 理事及び事業團の職員のうちか ら、事業團の從たる事務所の業務 に関し一切の裁判上又は裁判外の 行為をする権限を有する代理人を 選任することができる。	
〔職員の任命〕	
第十九条 事業團の職員は、理事長 が任命する。	
〔秘密保持義務〕	
第二十条 役員若しくは職員又はこ れらの職にあつた者は、その職務 に關して知得した秘密を漏らし、 又は濫用してはならない。	
〔役員及び職員の公務員たる性質〕	
第二十一条 役員及び職員は、刑法 (明治四十年法律第四十五号)その 他の罰則の適用については、法令 により公務に從事する職員とみな す。	
〔第三章 開発審議会〕	
第二十二条 事業團に、開発審議会 (以下「審議会」という。)を置く。 〔権能〕	
3 次の各号に掲げる場合 においては、理事長は、あらかじめ 審議会の意見を聞かなければな らない。	
一 新技術の開拓に関する基本方 針を決定するとき。 二 開発を実施すべき新技術を選 定するとき。	
3 新技術の開拓に関する結果 についてその成否を認定する時 き。	
2 審議会は、前項各号に掲げる場 合のほか、理事長の諮問に応じ て、新技術の開拓に関する重要事 項を審議することができる。	
〔組織〕	
第二十四条 審議会は、委員十人以 内をもつて組織する。	
2 審議会に会長一人を置き、委員 の互選により選任する。	
3 会長は、会務を總理する。	
4 審議会は、あらかじめ委員のう ちから、会長に事故がある場合に	

昭和三十六年三月十七日印刷

昭和三十六年三月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局